

(表)

工事完了報告書	
年 月 日	
様	
報告者 住所 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の9第9項の規定により、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第48条の45の2第2項各号に掲げる措置の実施が完了したので、次のとおり報告します。	
要措置管理区域の所在地	
実施措置の種類	
実施措置の着手時期	
規則第48条の45の2第2項各号に掲げる措置の実施が完了した時期	
要措置管理区域外から搬入された土壌を使用した場合	規則第48条の43第2項第3号に定める方法による調査の結果
	分析を行った計量法第107条の登録を受けた者（ダイオキシン類にあっては、計量法施行規則第49条の2第2号に掲げる区分に係る事業について、同法第121条の2の規定による特定計量証明事業の認定を受けた者）の氏名又は名称
軽微な変更を行った場合にあっては、変更後の管理有害物質等の飛散等を防止するために講じた措置	

(裏)

実施措置の種類	
別紙の表の中欄に掲げる実施措置の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる工事完了の報告事項	

(別紙)

項	実施措置の種類	工事完了の報告事項
1	地下水の水質の測定	該当なし
2	原位置封じ込め	1 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地において、当該土地を第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土地とする方法を変更した場合にあっては、変更後の方法 2 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地において、当該土地を第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土地としたことを確認した結果 3 鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置する範囲を変更した場合にあっては、変更後の範囲
3	遮水工封じ込め	1 目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌を掘削する範囲又は深さを変更した場合にあっては、変更後の範囲又は深さ 2 掘削された土壌のうち第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌を第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌にする方法を変更した場合にあっては、変更後の方法 3 掘削された土壌のうち第二溶出量基準に適合しない汚染状態にあるものを第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌としたことを確認した結果
4	地下水汚染の拡大の防止	1 揚水施設による地下水汚染の拡大の防止 該当なし 2 透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止 イ 透過性地下水浄化壁により、汚染された地下水を目標地下水濃度を超えない汚染状態にする方法を変更した場合にあっては、変更後の方法
5	土壌汚染の除去	1 基準不適合土壌の掘削による除去 イ 特定有害物質土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地において、目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌を掘削する範囲又は深さを変更した場合にあっては、変更後の範囲又は深さ ロ 特定有害物質土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地において、当該要措置管理区域外から搬入した土壌によって埋め戻した場合にあっては、当該埋め戻した土壌が目標土壌溶出量を超えない汚染状態かつ特定有害物質土壌含有量基準及びダイオキシン類土壌含有量基準に適合する汚染状態にあることを確認した結果 ハ 特定有害物質土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地において、掘削された目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌を当該要措置管理区域内に設置した施設において浄化したもので埋め戻した場合であって、当該浄化の方法を変更した場合にあっては、変更後の方法 ニ 特定有害物質土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地において、掘削された目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌を当該要措置管理区域内に設置した施設において浄化したもので埋め戻した場合にあっては、当該埋め戻した土壌が目標土壌溶出量を超えない汚染状態にある土壌となったことを確認した結果 2 原位置での浄化による除去 イ 特定有害物質土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地において、目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌を目標土壌溶出量を超えない汚染状態にある土壌とする範囲又は深さを変更した場合にあっては、変更後の範囲又は深さ ロ 特定有害物質土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地において、目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土

		壤を目標土壌溶出量を超えない汚染状態にある土壌にする方法を変更した場合にあっては、変更後の方法
6	遮断工封じ込め	目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌を掘削する範囲又は深さを変更した場合にあっては、変更後の範囲又は深さ
7	不溶化	1 原位置不溶化 イ 目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する範囲又は深さを変更した場合にあっては、変更後の範囲又は深さ ロ 目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法を変更した場合にあっては、変更後の方法 ハ 性状を変更して目標土壌溶出量を超えない汚染状態にある土壌としたことを確認した結果 2 不溶化埋め戻し イ 目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌を掘削する範囲又は深さを変更した場合にあっては、変更後の範囲又は深さ ロ 掘削された目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法を変更した場合にあっては、変更後の方法 ハ 性状を変更して目標土壌溶出量を超えない汚染状態にある土壌としたことを確認した結果
8	舗装	該当なし
9	立入禁止	該当なし
10	土壌入換え	該当なし
11	盛土	該当なし